

### 特別定額給付金の受付について

特別定額給付金の申請受付は、原則、①郵送による申請または②マイナンバーカードを利用したオンライン申請ですが、③役場庁舎備え付けの申請書収集箱への投函による受付もできます。

申請書収集箱の設置場所および期間は次のとおりですのでご利用ください。

受付期間 5月1日(金)～7月31日(金)

平日 午前8時30分～午後5時15分 役場1階休憩スペース(正面玄関付近)

土日祝日 午前9時～午後5時 役場東口玄関内※警備員に声をかけてください。

- ※1 申請書の記入方法など、詳しくは郵送される「特別定額給付金のご案内」をご覧ください。
- ※2 郵便配達の事情により、申請書のお届け、申請書の受付が遅れる場合もありますので、ご了承ください。  
なお、直接、郵便局に来られても申請書はお渡しできません。
- ※3 申請者(受給者)は原則世帯主となりますが、世帯主による申請・受給が困難な場合は、総合政策課までご連絡願います。  
なお、同時に送付される子育て独自給付金については、保護者による申請(受給)となります。

お問い合わせ 総合政策課 ☎27-2111 (内線 262、264)

### 雇用調整助成金の申請書作成説明会について

国では、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当などの一部を助成する「雇用調整助成金」があります。

しかし、この申請書の作成が難しいとの声もあり、町では社会保険労務士を招いて申請書の作成について下記のとおり説明会を開催することとしました。

参加を希望される方は、5月20日(水)までに役場産業観光課へご連絡をお願いします。

【日時】 5月27日(水) 午後1時30分～(2時間半程度)

【会場】 役場 3階 大会議室

【内容】 「雇用調整助成金」申請書の作成の仕方

※参加者多数の場合は、日時などの変更をお願いする場合があります。

※参加される方は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。

お問い合わせ 産業観光課 ☎27-2111 (内線 122、123)

#### 中小企業者の皆様へ

ゴールデンウィーク中の融資のご相談は、役場(警備員が常駐しています)にお電話ください。状況に応じて担当職員から折り返しご連絡いたします。

# 国民健康保険税の減免などについて

## 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症やその影響により一定程度収入が下がるなどした場合、納期限が令和2年2月1日以降となっている国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料（納付済みの保険税・料も含む）について減免する予定です。

※国の施策によって減免内容が変更となる場合があります。

※令和元年分の確定申告が完了している必要があります。確定申告については管内税務署等にご相談ください。

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者への傷病手当金

新型コロナウイルス感染症により、令和2年1月1日から9月30日までの間で、労務に服することができない期間（入院が継続する場合は最長1年6か月間まで）について、次の①から③の全てに該当する方に傷病手当金を支給します。

- ① 勤め先から給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われる方
- ② 感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が3日間を超える方
- ③ 労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない方

お問い合わせ 町民課 保険係 ☎27-2111（内線 115、116、117）

## 国民年金保険料の免除申請が可能です

臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となります。

### 【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方および学生

### 【対象期間】

令和2年2月分から6月分まで(令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です。)

※学生については、令和元年度分として令和2年2月分から令和2年3月分まで  
令和2年度分として令和2年4月分から令和3年3月分まで

### 【免除額】

所得の状況により全額免除から4分の1免除となります。

### 【申請に必要なもの】

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))
- ・学生については、学生証のコピー

※必要書類については、日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ 町民課 町民サービス係 ☎27-2111（内線 112）

## 「第24回聖籠夏まつり」中止のお知らせ

昨年度、より一層のにぎわいの創出と来場者の満足度向上を図ることを目的として、聖籠夏まつりと聖籠マリンフェスタを同日開催とし、多くの町民、ご協賛企業・団体の皆様からご協力を賜り、盛大に実施することができました。心より感謝申し上げます。

今年度も開催準備を進めていましたが、新型コロナウイルスの感染が県内でも拡大し、多くの方々の命や生活、経済にも甚大な影響が出ています。

このような情勢の中、聖籠夏まつり実行委員会としましては、大勢の人が集まり、密接に過ごすことが予想されるイベントの開催は避け、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることが第一であると考え、先日開催しました実行委員会において中止を決定しました。

一日も早く新型コロナウイルスの終息が宣言され、皆様の日常生活が正常に戻ることを切に願っています。

来年度の聖籠夏まつりは盛大に開催したいと思っています。その際は町民の皆様には温かいご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



令和2年5月1日

聖籠夏まつり実行委員会委員長 小林 堅

聖籠町長 西脇 道夫

---

### 農作業での感染予防を徹底してください

- ハウスや作業場、集出荷施設などの屋内で作業をする場合は、できる限りマスクを着用するとともに、多人数で行う場合など、状況に応じて換気を行ってください。
- 屋外でも多人数で作業する場合は、できる限りマスクを着用してください。マスクがない時に咳をする場合は、ティッシュ・ハンカチや袖などで口や鼻を覆ってください。
- また、農業用施設や集出荷施設などへの部外者の立ち入りを最小限にしてください。

---

### 子ども向け布マスクについて

P T Aから要望のありました、子ども向けの布マスクは、5月13日（水）に納入予定です。配布方法などについては、納入次第お知らせします。

新潟県より、新型コロナウイルス感染症に関する周知の依頼がありましたので、お知らせします。町民各位のご理解とご協力をお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症に関する 県民の皆様へのお願い（抜粋）

- コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる感染症です。感染された方に対する偏見や差別、医療・福祉従事者をはじめとする、感染のリスクと隣り合わせで社会のために働く方々に対する偏見や差別は絶対にしないよう、お願いいたします。
- 県民の皆様におかれては、人と人との接触機会を8割減らすため、生活の維持のために必要な場合を除き、外出を自粛してくださるよう、改めて、お願いいたします。
- 最近発症した方の行動歴調査から「活発な高齢者」による感染疑い事例が発生しています。  
このような皆さんには、感染した場合の重症化のリスクが高いことを、いま一度、思い起こしていただき、食料など必需品の買い物や、散歩、必要な農作業などを除いて、外出を自粛して、家で過ごしてください。近所の親しい仲間と集まることも、今は我慢していただくようお願いいたします。
- 県の支援制度については、県のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

### <新型コロナウイルス感染症に関する相談およびお問い合わせ先>

#### 厚生労働省の電話相談窓口【☎0120-565653（フリーダイヤル）】

受付時間 平日・土日祝 午前9時～午後9時

#### 帰国者・接触者相談センター【新発田保健所 ☎0254-26-9651】

受付時間 平日（午前8時30分～午後5時15分）、土・日・祝日（午前9時～午後5時）

※ 十分な準備の下、帰国者・接触者外来医療機関で診療を受けていただくため、できるだけ

平日8時30分から午後5時15分までの早めの時間にお電話してくださるようお願いいたします。

#### 新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター【☎025-282-1754】

受付時間 平日午前8時30分～午後5時

症状がない方やどこに相談したらよいか迷った方の相談窓口です。

※ 聴覚や言語に障がいのある方は下記の方法で受け付けます。

Fax: 025-282-1640      メール: [ngt130040@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt130040@pref.niigata.lg.jp)

#### みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）【☎0570-003-110】

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

不当な差別やいじめなどの様々な人権問題についての相談を受け付けています。